

令和5年度座間市職員早期退職募集実施要項

座間市職員の退職手当に関する条例（昭和60年座間市条例第38号。以下「条例」という。）第8条の2第1項第1号の規定に基づき、職員の年齢別構成の適正化を図ることを目的として、定年前に退職することを希望する職員の募集（以下「早期退職希望者の募集」という。）を行う。

1 募集の対象となる職員

次に掲げる者以外で、退職すべき期日において、年齢45歳以上60歳未満の職員（昭和39年4月2日から昭和54年4月1日生まれの職員）

- (1) 会計年度任用職員又は法律により任期を定めて任用されている職員
- (2) 令和6年3月31日までに定年に達する職員
- (3) 懲戒処分（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第29条の規定による懲戒処分（故意又は重大な過失によらないで管理又は監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。）をいう。以下同じ。）を令和5年7月1日において受けている者又は同日から同年9月30日までの間に受けた者

※ 定年年齢の引上げに伴う対応として、当面の間、上記の年齢の範囲を対象とします。

2 退職すべき期日

令和6年3月31日

3 募集人数

特段の定めなし

4 募集期間

令和5年7月3日（月） 午前8時30分から

令和5年9月29日（金） 午後5時15分まで

5 応募又は応募の取下げの手続き

- (1) 応募は、「早期退職希望者の募集に係る応募申請書」（第1号様式）に必要事項を記入の上、上記4の募集期間内に職員課長に提出してください。
- (2) 応募の取下げは、「早期退職希望者の募集に係る応募取下げ申請書」（第2号様式）に必要事項を記入の上、速やかに職員課長に提出してください。

6 早期退職希望者の募集に係る対象者である旨の認定

早期退職希望者の募集に係る応募があった場合は、次項7に該当するときを除いて、「認定通知書」（第3号様式）により早期退職希望者の募集に係る対象者である旨の認定を行います（令和5年10月下旬交付予定）。

7 早期退職希望者の募集に係る対象者である旨の認定を行わない場合

早期退職希望者の募集に応募した職員が、次の(1)から(3)までに該当する場合には、「非該当通知」（第4号様式）により早期退職希望者の募集に係る対象者である旨の認定を行わない旨の決定をします（令和5年10月下旬交付予定）。

- (1) この募集実施要項に該当しないとき
- (2) 応募をした後地方公務員法第29条の規定による懲戒処分（第7項第4号に規定する故意又は重大な過失によらないで管理又は監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。）又はこれに準ずる処分を受けた場合
- (3) 懲戒処分を受けるべき行為（在職期間中における当該職員の非違に当たる行為であって、その非違の内容及び程度に照らして当該処分に値することが明らかなもの）をしたことを疑うに足りる相当な理由があるとき、その他応募をした職員について認定を行うことが公務に対する信頼を確保する上で支障を生じると認めるとき

8 認定が効力を失うとき

- (1) 懲戒免職処分を受けて退職したとき及び地方公務員法第28条第4項の規定による失職又はこれに準ずる退職をしたとき
- (2) 退職したその日又はその翌日に再び職員となったとき及び引き続き通算規定のある地方公務員等となり退職手当が支給されない場合に該当したとき
- (3) 募集実施要項に記載された退職すべき期日若しくは規定により応募者に通知された退職すべき期日が到来するまでに退職し、又はこれらの期日に退職しなかったとき（(1)及び(2)に掲げるときを除く）
- (4) 懲戒処分又はこれに準ずる処分を受けたとき
- (5) 応募を取り下げたとき

9 退職日の繰上げ又は繰下げ

早期退職希望者の募集に係る対象者である旨の認定を行った後に生じた事情により、当該認定を受けた職員が退職すべき期日（令和6年3月31日）に退職することが公務の能率的運営の確保に著しい支障を及ぼすこととなると認める場合には、当該職員にその旨及びその理由を明示し、当該職員の同意を得た上で、当該職員が退職すべき期日を繰り上げ、又は繰り下げることがあります。

1 0 退職手当の特例措置

早期退職希望者の募集に係る対象者である旨の認定を受けて退職すべき期日に退職した場合、条例第4条又は第5条の規定に基づき、次の特例措置があります。

(1) 自己都合退職よりも割増しされた支給率

定年退職の場合と同様の支給率で退職手当が支給されます。

(2) 退職時給料月額割増しについて（退職すべき期日における勤続年数が20年以上の場合のみ）

退職すべき期日における年齢と60歳の差1年につき3%の割合で、退職時給料月額が割増しされます。

【参考】退職手当の基本額の算出方法

退職時給料月額 × {1 + (3%※×年齢と60歳の差年数)} × 退職理由別・勤続期間別支給率 × 調整率

※{ }内の特例措置が適用されるのは、退職すべき期日における勤続年数が20年以上の職員のみ

注）勤続年数の算定には除算期間がありますので御注意ください。

(1) 休職・停職期間：その月数の1/2を除算

(2) 育児休業：その月数の1/2を除算（子が1歳に達した日の属する月までの期間は、その月数の1/3）

1 1 その他

早期退職希望者の募集に係る対象者である旨の認定を受けた職員は、所属長を經由して退職願を職員課長に提出してください。

1 2 問合せ先

総合政策部職員課人事研修係

電話：046-252-7911（内線2452・3）

早期退職希望者の募集に係る応募申請書

（宛先）任命権者

申請者 所 属
職員番号
職 名
氏 名

私は、座間市職員の退職手当に関する条例第8条の2第7項の規定により、このたびの早期退職希望者の募集に応募します。

1 応募をする早期退職希望者の募集について	
募集の期間	年 月 日から 年 月 日まで
退職すべき 期日又は期間	
備 考	

（注） 募集の期間及び退職すべき期日又は期間は、募集実施要項に記載されている期日及び期間を記入すること。

2 応募申請者について			
級 号 給	給料表（行政職・技能労務職）		級 号 給
生年月日	年 月 日	年 齢	歳
採用年月日	年 月 日	勤続年数	年 月

（注） 令和5年7月1日現在で記入すること。

（事務処理欄）

受理年月日	年 月 日	受理番号	
-------	-------	------	--

早期退職希望者の募集に係る応募取下げ申請書

（宛先）任命権者

申請者 所 属
職員番号
職 名
氏 名

私は、座間市職員の退職手当に関する条例第8条の2第7項の規定により、早期退職希望者の募集に係る応募申請を取り下げます。

1 取下げ申請をする早期退職希望者の募集について	
募集の期間	年 月 日から 年 月 日まで
退職すべき 期日又は期間	
2 認定について	
認定通知書に記載された認定年月日	年 月 日
退職すべき期日又は期間	

（注）2 認定についての欄は、取下げ時点において認定を受けている場合に記入すること。また、このうち退職すべき期日又は期間の欄には、取下げ時点において退職すべき期日が既に通知されている場合にあってはその期日を、それ以外の場合にあっては退職すべき期間を記入すること。

（事務処理欄）

受理年月日	年 月 日	応募申請書の 受 理 番 号	
-------	-------	-------------------	--

年 月 日

認 定 通 知 書

様

座間市長

あなたから 年 月 日付けで申請のあった早期退職希望者の募集に係る応募については、座間市職員の退職手当に関する条例第8条の2第9項の規定により認定の決定をしましたので、同条第10項の規定により通知します。

また、懲戒処分（懲戒免職の処分及び故意又は重大な過失によらないで管理又は監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。）又はこれに準ずる処分を受けたときは、当該認定は効力を失います。

1 認定日

2 退職すべき期日又は期間

3 備考

（注）1 退職すべき期日又は期間欄は、募集実施要項に退職すべき期日を記載した場合にあっては当該期日を、退職すべき期間を記載した場合にあっては当該期間を記入しています。

年 月 日

非該当通知書

様

座間市長

あなたから 年 月 日付けで申請のあった早期退職希望者の募集に係る応募については、座間市職員の退職手当に関する条例第8条の2第9項の規定により認定しない旨の決定をいたしましたので、同条第10項の規定により通知します。

（認定をしない旨の決定した理由）

- この募集実施要項に該当しなかったため
- 応募をした後地方公務員法第29条の規定による懲戒処分（第7項第4号に規定する故意又は重大な過失によらないで管理又は監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。）又はこれに準ずる処分を受けたため
- 懲戒処分を受けるべき行為（在職期間中における当該職員の非違に当たる行為であって、その非違の内容及び程度に照らして当該処分に値することが明らかなもの）をしたことを疑うに足りる相当な理由があるとき、その他応募をした職員について認定を行うことが公務に対する信頼を確保する上で支障を生じると認めるとき